

## 「パソコン市場まるごと安心パック」利用約款

### 【重要】ご契約・ご利用前に注意してお読みください

「パソコン市場まるごと安心パック・プラス」利用約款(以下「本約款」といいます)は、株式会社メディエーター(以下「当社」といいます)が提供する本製品及び本サービス(第1条に定めます)の内容、制約事項等を定めるものです。本製品の契約及び本サービスの利用開始前に、本約款を注意してお読みください。

●本製品及び本サービスの性質上、契約成立後のお客様都合によるキャンセルや返金は一切お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

●本サービスの利用は、お客様が対象プログラム(第1条に定めます)を適正に使用されていること、ならびに本約款及び対象プログラムに関するライセンサー所定の使用許諾契約に同意されていることが前提条件となります。お客様が本製品の契約を申込んだ時点で、本約款に同意したものとみなされます。

●本サービスには、オペレータ(第1条に定めます)がインターネット回線を通じて直接お客様の機器環境に接続し、画面を共有し、遠隔操作を行うリモートサポート(以下「リモートサポート」といいます)と称されるサービスが含まれます。お客様は、かかる遠隔操作等が行われることにつき、予め同意の上で本サービスをご利用いただくとともに、これに関して当社及びライセンサーに異議を申し立てないものとします。

なお、かかる「リモートサポート」に伴うお客様の情報の取扱いについては、第25条および第26条に定める通りとします。

#### ●18歳未満のお客様へ

18歳未満のお客様が本製品を購入し、本サービスをご利用になる際には、必ず保護者の方の同意のもとに行なっていただくようお願いいたします。

## 第1章 総則

### 第1条(用語の定義)

次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

①「対象プログラム」とは、トレンドマイクロ株式会社(以下「ライセンサー」といいます)が提供するセキュリティソフトウェアプログラム「ウイルスバスター クラウド」等を行います。

②「シリアル番号」とは、お客様が別途購入された対象プログラムに紐づくお客様固有のナンバー(ライセンスキー等)を行います。

③「本サービス」とは、対象プログラムに付随するサポートサービスに追加される次の各オプションサービスの総称であって、その内容は本サービスの詳細で定めます。

(1)リモートサポート(遠隔操作)

(2)対象プログラム以外の他社製ソフトウェア、デジタル機器等に関する総合サポート(デジタルライフサポート プレミア

ム等に準ずるもの)

④「本製品」とは、本サービスを利用する権利が証券化またはデータ化された形態のサービスパック製品をいいます。

⑤「本サービスの詳細」とは、本サービスのサービスレベル、内容、利用条件等の詳細を記載した当社またはライセンサー所定の仕様書・Webサイトをいいます。

⑥「利用契約」とは、第9条第4項に基づきお客様と当社間で成立する本サービスの利用に関する個別の契約をいいます。

⑦「管理サーバ」とは、当社または当社の委託先もしくはライセンサーが管理する、本サービス提供のために必要となるサーバ及びこれに関連する通信回線その他の設備の総称をいいます。

⑧「オペレータ」とは、本サービスの対応連絡窓口となる、ライセンサーまたはライセンサーの委託先が提供する専門窓口(24時間365日対応)の担当員をいいます。

⑨「お客様機器等」とは、本サービスを利用するためにお客様による設置及び準備が必要となるハードウェア(パソコン、スマートフォン、タブレット等)、ソフトウェア、ドライバ、電気通信設備、インターネット回線等の総称をいい、対象となるOSはWindows、Mac、Android、iOS・iPadOS、ChromeOSとします(詳細は本サービスの詳細に定めます)。

⑩「リモートツール」とは、本サービスのうちリモートサポートを利用するために、お客様機器等にインストールが必要となるソフトウェア「Airサポート」をいい、その詳細、使用方法等は本サービスの詳細に定めます(対象OS:Windows、Mac限定)。

⑪「販売店」とは、本製品を再販売する当社所定の販売代理店をいいます。

### 第2条(本約款の適用)

1. 当社は、本約款に基づき、お客様に対して本サービスを誠実に提供します。お客様は、本約款のほか適用される法令、条例及び諸規則を遵守するものとします。
2. 本サービスの詳細は本約款の一部を構成するものであり、本約款と本サービスの詳細の定めが異なる場合は、本サービスの詳細の定めが優先して適用されるものとします。。

### 第3条(本約款の変更)

1. 当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更できるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合、あらかじめ変更後の約款の内容およびその効力発生時期を、第4条に基づき通知することにより、お客様に周知するものとします。
3. お客様が、変更後の内容に同意できない場合、第11条の定めにかかわらず、前項の予告期間中に当社に通知することによって利用契約を解除することができるものとします。

### 第4条(通知の方法)

1. 本約款に基づく当社からお客様に対する通知は、当社所定のWebサイト(以下「当社サイト」といいます)への掲載または電子

メールにて行なわれます。なお、緊急を要する場合は、かかる方法のほか電話または適宜の手段で行なわれる場合があります。

2. 当社サイトへの掲載または電子メールによる通知は、当社が当社サイトに掲載または電子メールを送信した時点で効力が発生するものとします。但し、お客様の権利義務に重大な影響を与えると当社が判断した事項に関する通知の場合は、この限りではないものとします。
3. 本約款に基づく電子メールによる通知は、本製品または対象プログラムの購入時にお客様が登録された電子メールアドレス宛になされるものとします。お客様は、当該電子メールアドレスを変更した場合、速やかに新たな電子メールアドレスを登録するものとし、当該変更手続を怠ったことに起因または関連してお客様が損害または不利益を被った場合であっても、当社は、一切その責任を負わないものとします。お客様が登録した電子メールアドレスについて迷惑メールの設定がなされ、その結果当社からの電子メールが受信されなかったことに起因または関連して、お客様が損害または不利益を被った場合も、同様とします。

#### 第5条(提供地域)

本サービスは、日本国内において、当社またはライセンサー水準のネットワーク回線及び環境が整備された地域においてのみ提供されます。但し、本サービスを提供することが技術上著しく困難と当社が判断した場合には、この限りではありません。

#### 第6条(業務委託)

当社は、本サービスの提供または運営に関する業務の全部または一部の実施を、当社が指定する第三者(ライセンサーを含みます)に委託することができるものとします。この場合であっても、本約款に基づく当社の義務は、何ら軽減されるものではありません。

#### 第7条(譲渡及び承継の禁止)

お客様は、当社の事前の書面による承諾なく、本約款または利用契約に関連して生じた権利及び義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

#### 第8条(準拠法及び専属合意管轄裁判所)

本約款及び利用契約に関する準拠法は日本法とします。また、お客様と当社との間で紛争等が生じた場合は、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第2章 利用契約

#### 第9条(本製品の購入/利用契約の成立)

1. 本サービスの提供は、対象プログラムの利用が前提条件となります。対象プログラムと本製品のセット製品を購入される場合または対象プログラムと本製品を同時に購入される場合を除き、対象プログラムを利用されていないお客様は、本製品のみを単独で購入し、本サービスのみを利用することはできません。
2. 本サービスの利用を希望されるお客様は、本約款及び対象プログラムの使用許諾契約に同意いただいた上で、当社または

販売店に対して、本製品の購入を申し込むものとします。かかるお客様による申込時点で、お客様は本約款に同意したものとみなされます。なお、かかる購入申込に際して、当社または販売店は、お客様に対して所定の申込書等への必要事項の記載を求めることがあります。

3. 前項の申込に関して、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、当社または販売店は、お客様からの当該申込及び本サービスの提供を拒絶することができ、お客様はこれに異議なく同意するものとします。① お客様が虚偽の事項で申込を行った場合 ② 18歳未満のお客様が、保護者の同意を得ていなかった場合 ③ お客様が、当社または販売店に対して過去に重大な契約違反または債務不履行を行った事実がある場合 ④ お客様が、本約款に違反することになる場合、またはその恐れがある場合 ⑤ お客様が日本国内の個人、法人または団体でない場合 ⑥ お客様に本サービスを提供することが当社または販売店の業務上もしくは技術上著しく困難であると判断される場合 ⑦ その他お客様に対して本サービスを提供することが不適当であると判断される相当の理由がある場合
4. 第2項の申込を当社または販売店が応諾したときをもって、お客様と当社または販売店間の本製品に関する売買契約、ならびに当社とお客様間の本サービスの利用契約が成立するものとします。

#### 第10条(有効期間)

利用契約の有効期間は、第9条第4項に定める利用契約の成立日より、別途特段の合意がない限り、原則として付随する対象プログラムのライセンスが終了するまでとします。

#### 第11条(お客様による解約)

1. お客様は、本製品の月額版を利用する場合を除き、成立済みの利用契約を解除することはできません。
2. お客様が、月額版を利用されている場合で、利用契約の解約を希望される場合は、解約希望月の末日までに、別途当社が案内する方法にて、当社に対して解約の通知を行うものとします(別途定める「サービス約款」の定めに従います)。
3. 当社が前項の解約通知を受領した月の末日をもって、利用契約は終了するものとします。

#### 第12条(当社による解除)

1. 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、お客様に対して事前に通知することにより、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - ① 振り出し、裏書きし、もしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなった場合
  - ② 破産、更生、民事再生手続、特別清算手続開始等の申し立てがなされた場合、第三者より差押、仮差押、仮処分等の申し立てを受けた場合、または租税滞納処分を受けた場合
  - ③ 前各号の他、お客様の資産、信用または事業に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる場合

- ④ 本約款の定めに違反し、相当の期間を付して催告しても  
なお、当該期間内に是正されない場合
2. 当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当した場合、お客様に通知することにより、利用契約に基づく支払い債務について、直ちにお客様の期限の利益を喪失させることができるものとします。この場合、お客様は、当該債務全額を直ちに現金にて当社または販売店に対して弁済するものとします。

### 第3章 サービスレベル

#### 第13条(サービスレベル)

本サービスの種類、サービスレベル及び詳細等は、本サービスの詳細(ライセンサーが定める規約等を含みます)に定める通りとします。別途当社とお客様間において書面で合意しない限り、いかなる場合であっても、当社及びライセンサーは、当該条件及び本サービスの詳細の定めを超えて、本サービスを提供する義務を負いません。

#### 第14条(適用除外)

本サービスの詳細において、本サービスの適用除外事項が明示されている場合、当社及びライセンサーは、これらの事項について、サポートサービスその他の対応責任を負わないものとします。

### 第4章 料金及び支払い

#### 第15条(料金/支払方法)

1. 本製品の料金は、別途当社または販売店が案内する価格表、見積書等に定める通りとします。
2. 本製品うち月額版について、お客様は、別途当社が提示する支払方法に従い、毎月当社に対して支払うものとします。かかる月額払いにおいて、お客様が料金の支払いを遅延した場合、遅延日数に応じて年利 14.6%の割合により算出される遅延損害金を、当社に支払うものとします。

### 第5章 お客様の義務及び禁止行為等

#### 第16条(「シリアル番号」の取扱い)

1. 本サービスの利用には、シリアル番号が必要となります。お客様は、本サービスの利用の都度、有効なシリアル番号をオペレータに対して通知するものとします。
2. お客様は、シリアル番号を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、特段の事情がある場合を除き、原則として第三者に対して開示または提供してはならないものとします。
3. お客様によるシリアル番号の不正使用、使用上の過誤、紛失、盗難または漏洩、お客様以外の第三者によるシリアル番号の不正使用によって生じた損害に関する責任は、お客様が単独で負うものとし、当社、当社の委託先、ライセンサー及び販売店は一切の責任を負わないものとします。

#### 第17条(お客様の義務)

1. お客様は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の定めを遵守するものとします。但し、かかる条件を満たしている場合であっても、利用状況によっては、本サービスを提供できない場合

があります。

- ① 本約款、本サービスの詳細、対象プログラムの使用許諾契約その他、本サービスの利用に関してお客様に適用される各契約条件を遵守すること

- ② お客様本人が利用すること

- ③ 有効なシリアル番号をオペレータに対して正確に通知すること

- ④ お客様機器等が1Mbps 以上の高速・大容量インターネット回線に接続され、通信に障害がないこと

- ⑤ お客様機器等及びそれらに適用されるセキュリティソフト等が、オペレータ及び管理サーバとの通信を遮断しないこと

- ⑥ 前二号のほか、お客様自身の費用負担において、本サービスの詳細に定める条件及び推奨環境を満たしたお客様機器等を準備し、使用可能な状態にし、維持管理すること

- ⑦ 当社及び当社のライセンサー等が提供するソフトウェア等(対象プログラム及びリモートツールを含みますが、これに限られません)の使用許諾条件に同意し、お客様機器等へのダウンロード、インストール等を承諾し、完了すること

- ⑧ リモートサポートの利用において、遠隔操作対象となるお客様機器等上にお客様の機密情報(第25条)または個人情報(第26条)その他お客様が閲覧されては困ると判断するデータ等がある場合、予めお客様の責任でこれらの情報をオペレータが閲覧できない状態に置くこと(外部記憶装置等への移動、パスワードロック、マスキング等の制限を含みます)

- ⑨ 本サービスを提供するにあたり、当社またはライセンサーが必要と判断し、要求したデータや情報を、オペレータに対して速やかに提供すること

- ⑩ お客様機器等に保存される各データ等について、自己の責任においてバックアップ保存を行うこと

- ⑪ オペレータの案内に従い、適切な操作に協力すること、またリモートサポートにおいて、オペレータがお客様機器等を遠隔操作することを承諾し、異議を唱えないこと

2. 本条に基づくお客様の義務の遵守違反に関連して、お客様が本サービスを利用できず、またお客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び販売店はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第18条(禁止事項)

1. お客様は、いかなる場合であっても、次の各号に定める行為、またはその恐れがある行為を行ってはならず、また第三者に行わせてはならないものとします。

- ① 本約款及び本サービスの詳細等で定める範囲を超えて、本サービスを利用する行為

- ② 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利を侵

害する行為

- ③ 本サービスを利用することによりアクセスまたは入手可能な当社または第三者の情報、コンテンツ、データ、ソフトウェア、システム及び設備等を修正・改ざん、消去、複製、翻訳・翻案、公衆送信、リバースエンジニアリング及び解析等する行為
  - ④ 当社または第三者の設備等(管理サーバを含みます)に電子的被害を与える行為 ⑤ コンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態に置く行為
  - ⑥ 第三者へのなりすまし行為、また本サービスを盗用する行為
  - ⑦ 本サービスを商用目的、その他営利を目的とした利用に供する行為
  - ⑧ 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により当社または第三者の個人情報や機密情報を収集する行為
  - ⑨ 特定のオペレータを指名、忌避等する行為、または特定のオペレータに対する、威嚇的、脅迫的もしくは侮辱的な言動や行為
  - ⑩ 本サービス利用において、過度に頻繁に問い合わせを行ない、または本サービス実施にかかる時間を不当に延伸する等、円滑な業務遂行を妨げるような行為
  - ⑪ 本サービスに日本国外からアクセスし、利用等する行為 ⑫ 前各号のほか、法令・本約款または公序良俗に違反する行為及び当該違反を誘引する行為、本サービスの提供または運営を妨害する行為、当社または第三者の信用を毀損する行為、その他当社または第三者に不利益を与える行為
2. お客様は、第三者により、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされる恐れがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 本条に基づく禁止事項の遵守違反に関連して、お客様が本サービスを利用できず、またお客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び販売店はいかなる責任も負わないものとします。
4. 本条の定めは、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

## 第6章 中止、停止等

### 第19条(本サービスの提供中止、停止)

1. 当社またはライセンサーは、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を、一時的に中止または停止することができるものとします。
- ① 本サービス提供に必要な各設備、システム、通信回線等(管理サーバ及びリモートツールを含みます)を定期または不定期に点検または保守する場合、または工事が必要な場合

- ② 電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合、または電力会社等が供給電力を停止した場合、その他本サービス提供に必要な各設備等の事故等により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
- ③ 天災地変その他不可抗力等が発生し、本サービスの提供が困難または不能となった場合
- ④ 前各号のほか、運用上・技術上の観点から当社またはライセンサーが必要と判断した場合

2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を中止または停止するときは、予め合理的な期間を設けて事前にお客様に通知するものとします。但し、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
3. 本条に基づく本サービスの中止または停止に関連して、お客様が本サービスを利用できず、またお客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び販売店は損害賠償、代替措置の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。

### 第20条(本サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的または永続的に廃止することがあります。この場合、利用契約は終了するものとし、当社は、可能な限り30日以上前までに、その理由、期日等を、第4条に基づきお客様に通知するものとします。但し、当社とライセンサーとの間の契約が理由の如何を問わず終了する等、やむを得ない事情がある場合は、事前に通ずることなく、利用契約を終了することがあります。
2. 本条に基づく利用契約の終了に関連して、お客様が本サービスを利用できず、お客様に損害が生じた場合であっても、当社、当社の委託先、ライセンサー及び販売店は損害賠償、代替措置の提供を含め、いかなる責任も負わないものとします。
3. 本条の定めは、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

## 第7章 保証の否認、免責等

### 第21条(自己責任の原則)

1. 当社は、いかなる場合であってもお客様による本サービスの利用において生じたお客様と第三者(他のお客様またはお客様機器等に関連するハードウェア、ソフトウェアのメーカー、ライセンサー等を含みます)との間において生じた取引、連絡、紛争等について、一切責任を負わないものとします。
2. お客様は、本約款の違反により、その他お客様の責に帰すべき事由により、当社、当社の委託先、ライセンサーまたは販売店に損害が生じた場合、かかる損害(弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。
3. 本条の定めは、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

### 第22条(保証の否認/免責)

1. 当社は、本サービスの内容が、お客様の特定の目的に適合すること及びお客様の期待する品質、機能、価値、正確性、完全

性、有用性を有すること、並びにお客様による本サービスの利用に不具合が生じないこと及び第三者の権利を侵害しないことについて、何ら保証及び補償しないものとします。

2. 当社は、お客様機器等の故障または損傷、その他お客様による本サービスの利用に起因してお客様が被った損害につき、本契約において明示的に定める範囲を超えて、一切の賠償責任を負わないものとします。
3. 本約款に明示的に定める免責条項の定めは、当社、当社の委託先、ライセンサーまたは販売店に故意または重過失がある場合には、適用されないものとします。
4. 当社は、お客様に対して、当社による本約款違反その他当社の責に帰すべき事由により本約款に関連して何らかの賠償責任を負う場合（当社に故意または重過失がある場合を除きます）、当該賠償責任の原因となった個別の利用契約に基づき、お客様が当社に支払った本製品の購入料金を上限として賠償する義務を負うものとします。なお、当社は、間接損害、特別損害及び逸失利益（データ類の滅失等による損害を含みます）について、一切の賠償責任を負わないものとします。
5. 本条の定めは、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

#### 第23条（不可抗力）

天災地変その他当社の責によらない不可抗力等の事由により、当社が本サービスの全部または一部を履行できない場合、当社は、債務不履行の責を負わないものとします。不可抗力には、地震、津波、台風、豪雨、豪雪その他の天災地変、戦争、テロ・サイバーテロ、内乱、暴動、感染症、政府または政府機関の行為、労働争議、停電、電気通信の中断または中止、輸送機関の事故等が含まれますが、これらに限定されません。

### 第8章 情報の取扱い

#### 第24条（お客様情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの申込情報、利用履歴、リモートサポート利用時のお客様機器等の画面上の情報など（以下「お客様情報」といいます）を適正に管理することに努めます。
2. 当社は、本サービスの提供のため、お客様情報を使用、複製し、管理サーバ上に保存等し、また当社の委託先またはライセンサーにこれらの行為をさせることがあります。お客様は、当社に対してこれらを許諾するものとします。
3. 前項のほか、当社は、本サービスの提供その他当社の別サービスや製品等をご案内する目的の範囲内で、お客様情報を利用し、利用させることができるものとし、お客様はこれに異議なく同意するものとします。
4. 理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社は保存しているお客様情報を直ちに削除することができるものとします。当社はこれにより生じた損害を賠償する義務を一切負いません。
5. 本条の定めは、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

#### 第25条（機密情報の取扱い）

1. 本サービスの提供に際して、当社は機密保持を要するお客様固有のデータ等（以下「機密情報」といいます）を必要とします。
2. お客様は、当社及びオペレータに対して、原則として機密情報を開示または提供せず、またお客様情報にこれらを含まないことに同意するものとし、必要な措置を講ずるものとします。特に、リモートサービスの利用において、お客様は第17条第1項第8号に定める措置を徹底するものとします。

#### 第26条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際して、お客様より受領した個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定めるものをいい、以下「個人情報」といいます）を次の各号に定める目的にて使用します。個人情報を提供いただけない場合には、本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。
  - ①本サービスの提供のため
  - ②マーケティング活動のため
  - ③本サービスに関連する新サービス開始の案内を行なうため
  - ④各種アンケート調査の協力依頼を行うため
2. 当社はお客様から受領した個人情報を適切な安全対策のもと管理し、漏えい等の防止に努めます。
3. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、お客様の同意なく、第三者に個人情報を開示または提供しないものとします。
  - ①法令に基づく場合
  - ②第1項各号に定める利用目的のために、適切な機密保持契約を締結した業務委託先（ライセンサーを含みます）へ委託する必要がある場合
4. お客様が自らの個人情報の開示、訂正または削除を希望する場合には、当社所定の窓口へ連絡するものとします。

#### 【個人情報保護管理者】

株式会社メディエーター 管理統括部 総務部門コンプライアンス担当（連絡先：092-738-0900）

5. 本条の定めは、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。
6. 本条に定めるもののほか、個人情報の取扱いの詳細については、当社の定めるプライバシーポリシー、及び対象プログラムに関するライセンサーの定めるプライバシーポリシーに準拠するものとします。

#### 第27条（通信の秘密）

1. 当社、当社の委託先またはライセンサーが、警察等の照会権限を有する者から法令等に基づきお客様情報について照会を受けた場合は、当該照会に必要な範囲においてのみ、事前にお客様の承諾を得ることなく、情報開示に応じることができるものとします。
2. 本条の定めは、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

---

## 第9章 その他

### 第28条(知的財産権)

1. 対象プログラム及び本サービスに関する一切の権利は当社または当社の委託先若しくはライセンサーに帰属するものとし、お客様に対して何らの権利も許諾、譲渡等されるものではありません。
2. 本サービスに使用される第三者ソフトウェアに関する使用条件は、本約款に優先して適用されるものとします。
3. 本条の定めは、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

### 第29条(反社会的勢力との取引等の禁止)

1. お客様及び当社は、自己(役員を含みます)が反社会的勢力の関係者に該当しないこと、当該関係者と取引し、または交際しないことを約するものとします。
2. 相手方が前項に違反し、またはその恐れがある場合には、通知のうえ利用契約を解除することができるものとし、一切の取引及び契約を終了させることができるものとします。

### 第30条(その他)

1. 本約款の定めは、利用契約成立日までにお客様と当社間でなされた口頭または書面による合意等に優先して適用されるものとします。
2. 本約款の一部が管轄権を有する裁判所により無効と判断された場合であっても、その他の条項は有効に存続するものとします。
3. 本約款または利用契約に関して疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとします。

以上

2025 年7 月1日 施行

### 【更改履歴】

<ご連絡・お問合せ窓口>

株式会社メディエーター カスタマーコールセンター

電話番号:0120-466-247

営業時間:10:00-17:00／除外日程:年末年始(12/28-1/3)